

父母/监护人:

因传染流感而停止上学的通知

伊势崎市立 宮郷小 学校

校长 中嶋 伸夫

由于您孩子传染了流感，根据学校保健安全法，在有可能传染给别人的期间停止上学。

流感的上学停止期间的基准如下；

<流感的上学停止期间的基准>
“出现症状（发病）后经过 5 天，并且，退烧后经过 2 天（幼儿的情况为 3 天）为止。”

在被诊断为流感时，请好好地疗养，并康复后上学。

此外，康复后要上学时，请在医生指导的前提下，父母/监护人填写下述“流感的疗养报告书”，向学校提交。

（另外，通过医生诊断，在成为不经过 5 天而能够上学的情况，需要向学校提交治愈证明书。）

.....

学校长:

由父母/监护人填写

流感的疗养报告书

_____ 年 _____ 班 儿童/同学姓名 _____

1 被诊断的医疗机构：_____ 小儿科医院

2 诊断日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日（诊断型：A 型 _____ B 型 _____ 不明） ※请在任一项围圈。

3 上学的重新开始日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

（要重新开始上学，需要满足下述上学停止期间的基准 1 及 2。）

上学停止期间的基准	
1	将出现发热等症状的当天（发病日）为 0 天，经过从下一天起数 5 天的时间。 ⇒ 发病日：_____ 月 _____ 日
2	将退烧日为 0 天，经过从下一天起数 2 天（幼儿的情况为 3 天）的时间。 ⇒ 退烧日：_____ 月 _____ 日

以上填写内容真实无误。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

父母/监护人姓名 _____ 印

保護者 様

インフルエンザにおける療養報告書の提出について

群馬県医師会
群馬県教育委員会

群馬県では、インフルエンザにかかり出席停止となった児童生徒が登校を再開する際には、医師の治癒証明書をいただいております。令和2年から令和3年におけるインフルエンザ流行期においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、学校への提出書類を保護者が記入する表面の「インフルエンザにおける療養報告書」に変更いたします。次回流行期以降の扱いにつきましては、改めてお知らせいたします。

なお、医師の診断により発症から5日を経過せずに登校が可能になった場合は、治癒証明書が必要となります。

インフルエンザと診断された際の対応・手順

- (1) 受診時、医師に登校可能予定日を確認
- (2) 速やかに学校に報告
- (3) 「インフルエンザにおける療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録
- (4) 検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録
- (5) 回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書」を持って登校し、学校に提出

[参考] インフルエンザの出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」

※ 「発症した後5日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日を経過した日となります。

※ 「解熱した後2日（幼児にあっては3日）」とは、解熱した日を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過した日となります。

出席停止期間のめやす表

発症後日数		0（発症日）	1	2	3	4	5	6	7	8日目	
例1	発症から1日目に解熱した場合	発熱	解熱					登校可能			
例2	発症から2日目に解熱した場合	発熱		解熱							
例3	発症から3日目に解熱した場合	発熱			解熱						
例4	発症から4日目に解熱した場合	発熱				解熱					
例5	発症から5日目に解熱した場合	発熱					解熱				

※ 「発症した後5日」、「解熱した後2日（幼児にあっては3日）」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登校再開とはなりません。登校再開には、両方の基準を満たす必要があります。